

○常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例

令和8年3月25日

常総衛生組合条例第1号

常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例（平成17年常総衛生組合条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、一般廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第2条 管理者は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可）

第3条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽法第35条第1項による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、許可するものとする。

3 許可期限は2年とし、更新することができる。

（許可証の交付）

第4条 管理者は、前条第2項に規定する許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に許可証を交付する。

2 許可業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに管理者に申請して再交付を受けなければならない。

3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可申請手数料等）

第5条 第3条に規定する許可又は前条第2項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、次の各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請 3,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可申請 3,000円

(3) 許可証の再交付申請 2,000円

2 前項に規定する既納の手数料は、返還しない。

(許可内容の変更)

第6条 許可業者が、住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

(業務の廃止及び休止)

第7条 許可業者は、業務を廃止し、又は業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止又は休止しようとする日の30日前までに管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第8条 管理者は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 法、浄化槽法又は条例に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2に定める基準に該当しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がなく業務の全部又は一部を休止したとき。

2 管理者は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(許可証の返還)

第9条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を管理者に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期限が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 許可を受けた事業を廃止したとき。

2 許可業者は、法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項の規定により業務の全部の停止を命ぜられた場合又は業務の全部を休止する場合は、許可証を管理者に一時返還しなければならない。

(投入手数料)

第10条 許可業者は、し尿又は浄化槽汚泥を処理施設に投入する手数料として、し尿及び浄化槽汚泥10リットルにつき3円60銭を納入しなければならない。

2 前項に規定する投入手数料の徴収方法については、規則で定める。

3 管理者は、天災その他特別の事情があると認めるときは、第1項に定める投入手数料を減額し、又は免除することができる。

(実績の報告)

第11条 許可業者は、規則で定めるところにより、業務の実績を管理者に報告しなければならない。

ならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。